



企業の省を跨ぐ移転における実務とポイント

2026年8月28日

華鐘コンサルタントグループ

彭 涛

華鐘コンサルタントグループ 項目部 副部長

(経歴)

- 東華大学国際経済・貿易専科卒（経済学学士）
- 保有資格：通関士／通関検査員
※ 華鐘入社前には、大型製造企業にて、輸出入主管の経験あり。
- コンサルティング分野：
輸出入業務／税関・外貨管理業務／会社設立・変更／清算 等



長年にわたる大型製造企業での輸出入業務の経験を有し、輸出入の流れや関連規定を熟知しており、政府関連部門との関係も良い。

日系企業の省を跨ぐ移転の主要因

1. 生産経営コストの構造的な見直し
2. 地域のエネルギー消費規制・環境規制基準の引上げ
3. 産業クラスターのサプライチェーン再編
4. 地方政府による企業誘致策のインセンティブ

目次

- 1． 省を跨ぐ移転の全体フロー概要
- 2． 新会社名取得に関するポイント
- 3． 省を跨ぐ移転における税務登記フローのポイント
- 4． その他の事項

- ① 移転先の工商局（市場監督管理局）に意向登記を行い、移転許可を取得
- ② 移転元の工商局が移転に同意し、同意情報を移転先の工商局にフィードバック
- ③ 工商局の書類（登記ファイル）を移転先の工商局に送付
- ④ 新会社名を取得
- ⑤ 移転先での工商登記（名称変更・住所変更等の手続き）
- ⑥ 税務局の移転フローを実行
- ⑦ その後の変更事項に対応

浙江省に移転する場合

STEP1 個人名義で浙江政務サービスネットにログイン

The screenshot shows the login interface of the Zhejiang Government Service Network. The header includes the logo and name '浙江政务服务网' (Zhejiang Government Service Network) and the tagline '全国一体化在线政务服务平台' (National Integrated Online Government Service Platform). The main navigation bar has links for '国家政务服务平台' (National Government Service Platform), '浙江省人民政府' (Zhejiang Provincial Government), '无障碍' (Barrier-free), and '长辈版' (Elderly Version). The login section is titled '个人用户登录' (Individual User Login) and '法人用户登录' (Corporate User Login). Under '个人用户登录', there are four options: '密码登录' (Password Login), '扫码登录' (QR Code Login), '手机短信' (Mobile SMS), and '其他证件' (Other Documents). The '密码登录' option is selected. The login form consists of three input fields: '请输入手机号/用户名/居民身份证号' (Please enter mobile number/username/resident ID number), '请输入登录密码' (Please enter login password), and '请输入图片验证码' (Please enter image verification code). Below the input fields is a blue '登录' (Login) button. At the bottom of the login section, there are links for '新用户注册' (New User Registration), '忘记密码' (Forgot Password), and '登录遇到问题?' (Login problem?). Below the login section, there is a section for '其他登录方式' (Other login methods) with two options: '国家政务服务平台' (National Government Service Platform) and '电子社保卡' (Electronic Social Security Card).

浙江省に移転する場合

STEP2 全プロセス電子化プラットフォームにログイン



浙江省に移転する場合

STEP3 企業移転登記一括処理の欄を選択



企业授权信息登录

电子营业执照登录

请输入统一社会信用代码

请输入企业名称

请输入法定代表人身份证号码

请选择迁入地信息

请输入图形计算结果验证码

请输入短信验证码

3x6=?

发送验证码

已阅读须知，进入办理

浙江省に移転する場合

STEP4 転入意向を登録し、手続きを開始



资料填报 > 资料确认 > 电子签章 > 迁入申请审核 > 等待迁出地确认

迁移登记信息 + 代理人 +

企业名称: [输入框]

统一社会信用代码: [输入框]

原登记机关: [输入框]

*迁入地: [输入框]

*迁入地详细地址: [输入框]

*迁至登记机关: [下拉菜单]

*迁移原因: ☐ 因企业类型发生变化 (如有限公司变更为股份公司、内资公司变更为外资公司注册等), 超越原登记机关地域管辖范围或级别管辖权限
☐ 因企业住所、经营场所发生变化
☐ 其他

保存 下一步

上海市に移転する場合

STEP1 上海企業登記オンラインの移転の欄を選択



上海市に移転する場合

STEP2 個人名義で移転の欄にログイン

上海市に移転する場合

STEP3 電子營業許可証でログイン



上海市に移転する場合

STEP4 転入意向を登録し、手続きを開始

上海企业登记在线

Shanghai Online Business Registration

[返回首页](#)

* 迁出省份:

迁入省份: 上海市

[电子营业执照授权](#)

① 点击“电子营业执照授权”按钮，获取授权二维码

電子營業許可証の必要性

- ❑ 政府部門はオンライン手続きを推進しており、主要フローはオンラインでの手続きを前提として設計されているため、電子營業許可証がないと、手続きコストが大幅に増加する。
- ❑ 省を跨ぐ移転は通常、両地域での手続きおよびデータ伝送を伴う。
電子營業許可証は全国共通で使用できるため、電子營業許可証がないと手続きコストが大幅に増加する。
- ❑ 随時、手続きの進捗状況を確認できるため、手続きの時間効率が大幅に向上する。

省を跨ぐ移転における会社名の再認可の要否

ケース1：行政区画名を含む名称の場合

再認可が必須。名称自主申告を実施する必要がある。

企業名称に含まれる行政区画は、登記上の所在地と一致しなければならない。

省を跨ぐ移転後は、行政区画を移転先の省・直轄市に変更する必要があり、新たな名称組合せが生じるため、移転先の市場監督管理局にて名称自主申告または予備審査を実施しなければならない。

【例】蘇州XX商貿有限公司 → 上海に移転する場合

⇒ 予定名称：上海XX商貿有限公司。必ず名称審査を先に行う。

ケース2：行政区画なし名称の場合

再認可は不要。移転を直接進めることができる。

国家工商総局（現・国家市場監督管理総局）の承認を得た行政区画を含まない企業名称は、省を跨ぐ移転時にも名称がそのまま維持され、移転先での再認可は不要で、移転登記を直接行うことができる。

【適用対象】国家市場監督管理総局の承認を得た名称。地域制限がなく、移転が容易。

省を跨ぐ移転における名称再認可の法的根拠

『企業名称登記管理規定』第7条：
企業名称に含まれる行政区画は、企業所在地の県級以上の行政区画名称でなければならない。

省を跨ぐ = 登記機関・管轄属地の変更

従来の行政区画が新たな登記地と抵触し、名称組合せが変化するため、法的に移転先の登記機関による名称の使用可能性の審査が必要となる。

名称構成ルール：標準的構造

『企業名称登記管理規定』第6条

企業名称は、行政区画名称、商号、業種または経営特徴、組織形態で構成される。

構成要素	説明
① 行政区画	企業の所在地を示す地域識別情報 例：「上海」「蘇州」
② 商号	企業の中核的識別部分、すなわち企業の「名前」 例：「華鐘」 ※独自性を有する
③ 業種特徴	企業の主力業務を記述 例：「諮詢服務」 ※経営分野を表す
④ 組織形態	企業の法的形態を示す 例：「有限公司」「股份公司」 ※責任形式を明確化

よくある質問の整理

質問1：変更するのは住所なのだから名称認可は不要では？

⇒ 省を跨ぐ移転は管轄地域の変更に該当し、名称中の行政区画を調整しなければならず、法的に審査が必要。同一市内で同一登記機関の移転のみ名称審査不要。

質問2：商号は全国共通で使えるのでは？

⇒ 企業名称データベースは省単位で管理されている。他省で同名の商号が存在しても移転先の省に影響はない。ただし、移転先の省内に同名・同業種の企業が存在する場合は衝突が発生するため、事前に確認が必要。

質問3：移転するためには解散が必要？

⇒ 移転は主体が存続したまま変更するものであり、統一社会信用コードは変わらない。
解散＋新設とは法的に全く異なる行為であり、企業の営業年数や信用記録を完全に維持できる。

名称予備審査の方法

オンライン（メイン）：効率的な手続き

移転先の政府サービスプラットフォームからオンライン提出し、システムがリアルタイムで審査する。窓口を往復する必要はなく、審査結果も即時にフィードバックされる。

オフライン（補助）：全面的な補完

- ・ 企業名称自主申告承諾書（移転先の要件に従う）
- ・ 担当者の身分証明書の原本および写し、営業許可証の写し（いずれも押印あり）
- ・ 予定変更名称の候補（3～5個推奨）および委任状

申請結果：

審査通過後、「企業名称自主申告告知書」を受領

名称の保留期間

『企業名称登記管理規定』第18条：

企業登記機関は、企業名称申告システムを通じて提出・完了した企業名称を保留する。

一般的ケース：2ヶ月

通常の企業設立または名称変更に適用される。申請者は2ヶ月以内に企業登記を完了しなければならず、期限を過ぎると名称が開放される。

特殊なケース：1年

設立にあたり事前承認が必要な企業、または経営範囲に登録前に許可を要する項目が含まれる場合、保留期間を1年まで延長できる。

期限超過の影響：

保留期間満了までに登記を完了しなかった場合、当該名称は自動的に開放され、他の企業が申請可能となる。

行政区画なしの企業名称

行政区画なしの名称（例：「華為技術有限公司」）は、国家市場監督管理総局が直接承認するものであり、企業の全国展開力と総合力の象徴。その希少性とブランド価値のため、申請には通常の制限を超えた以下の3つの主要ハードルがある。

主体資格の要件

すでに登記を完了した企業法人でなければならない。新設企業や個人事業主（个体工商户）は申請資格がなく、成熟した企業法人のガバナンス構造と経営基盤を有することが求められる。

省を跨ぐ展開の要件

3つ以上の省級行政区に全額出資または過半数出資の子会社を設立していること。子会社の商号は親会社と完全に一致しなければならず、かつ全ての子会社が実際に1年以上営業していることが必要。

名称の唯一性

申請する名称は、親会社所在地の市級行政区域内における既登記の同業種企業の商号と重複してはならず、国家級システムによる厳格な重複確認を通過し、全国規模での商号の独自性が確保されなければならない。

- ① 政策根拠と中核的定義
- ② 移転条件の自己チェック
- ③ 承継可能な資格・権益
- ④ 電子税務局の操作ガイド
- ⑤ 移転先での後続必須事項

① 政策根拠と中核的定義

- 税総函〔2019〕356号（長江デルタ一体化・省を跨ぐ移転円滑化政策）
- 税総征科発〔2022〕87号（国家税務総局の一部税收徴収管理サービス事項の最適化に関する通知、2023年4月1日施行）【中核文書】
- 税総征科発〔2024〕38号（納税者の省を跨ぐ移転をさらに円滑化するための通知）
- 上海市税務局『省（市）を跨ぐ移転関連事項の手続きガイド』

【中核的定義】

企業の省を跨ぐ移転は、税務上の解散・再設立（税務抹消・新設）ではない。

法人主体は継続して存続し、統一社会信用コードも変わらない。

従来の「移転元で税務を抹消し、移転先で再登記する」という旧制度は適用されない。

發票発行の連続性と各種税務上の權益が完全に承継されるかについて、特に注意が必要。

3. 省を跨ぐ移転における税務登記フローのポイント

② 移転条件の自己チェック（全てを満たす必要あり）

No.	条件
1	未納税額なし ：未納の税金・延滞金・行政罰金がないこと。税務上の滞納が一切なく、状態が完全に正常であること。
2	係争中の税務案件なし ：進行中の税務調査・納税評価・税務リスク調査手続きがないこと。低リスク事項については事前に是正・完了しておくこと。
3	発票（インボイス）と税務管理デバイスの返還 ：未使用の紙発票を全て税務機関に返還し、増値税管理専用デバイスを抹消または移管済みであること。
4	当期申告が全て完了 ：移転申請の当期および過去各期の増値税・付加税・企業所得税など全税目について、期限通りに完全な納税申告が完了していること。
5	確定申告（汇算清缴）を期限通り完了 ：企業所得税の確定申告期間中に移転を申請する場合、前年度の確定申告を移転元の主管税務機関で完了していること。
6	その他未完了の税務手続きなし ：未承認の輸出還付、税務優遇措置の届出、区域を跨ぐ税務事項報告など、未了の税務行政許可手続きがないこと。

③ 承継可能な資格・権益

国家税務総局87号公告により、企業が省を跨ぐ移転を行う際、複数の主要な税務資格・権益は主体とともに自動的に承継される。

別途の移転承認手続きは不要であり、移転フローが大幅に簡素化され、企業の税務上の権益の継続性と経営の安定性が確保される。

■ 承継可能な項目-1

項目	内容
納税者の基本登記情報	統一社会信用コード、企業名称、登記登録類型、法定代表者、証書番号、連絡先など
会計制度の届出	従来の会計制度、従来の会計処理方法を継続適用
税務担当者の実名登録情報	法定代表者、財務責任者、税務手続担当者、発票発行担当者
増値税一般納税人登記	
増値税発票の開票上限額	新規納税者が初めて増値税発票を申告する際の制限（増値税専用発票の最高開票上限額10万元、月間最大交付枚数25枚）を受けない
輸出還付資格	主管税務機関に対して輸出還付/免税の届出を改めて行う必要がない
納税信用ランク	A級納税信用ランクは、中国の税務機関が納税者の納税履行状況に対して付与する最高の信用評価ランクであり、企業の誠実性が高く、税務コンプライアンスが優れていることを示す。A級はそのまま維持される。

■ 承継可能な項目-2

項目	内容
予納税額	移転先において引き続き規定に従い充当（抵繳）することができる
企業所得税の欠損未補填	移転先において引き続き規定に従い欠損補填することができる
増値税の仕入税額	移転先において引き続き規定に従い控除することができる

④ 税務移転の前提条件

- 1) 市場監督管理局において省を跨ぐ住所変更手続きを完了していること
- 2) 税金・延滞金・罰金を完納していること
- 3) 発票および税務管理デバイスを返還していること
- 4) 税務調査・検査状態にないこと
- 5) その他未完了の税務関連事項がないこと

■申請ルート：

移転元の電子税務局において移転を申請。

■重要書類：

省(市)を跨ぐ移転に係る税收徵管情報確認表

※ 移転可能な情報の内容が明記される

⑤ 税務移転の方法（移転先での手続き）

1）移転後の重要データを確認し、期日通りの申告を実施

増値税の繰越控除残高、企業所得税の欠損補填データなどが移転先のシステムに完全に移行されているかを確認し、税務データの継続性と正確性を確保するとともに、期日通りに申告を実施する。

2）発票の受領と税務管理デバイスの発行を実施

必要に応じて発票の種類・フォーマット・受領限度を再認定し、税務管理デバイスの新規発行または変更発行を完了させ、日常経営における発票発行ニーズを確保する。

3）銀行・税務・企業の三者間の「銀税三者協議書」を再締結

銀行・税務・企業の三者間の自動引落とし契約を再締結し、銀行-税務局の連携検証を完了させ、申告後の税額が正常に振り込まれることを確保し、納税信用を維持する。

社会保険関連

【原則】

省を跨ぐ移転は同一社会保険統括エリアには属さないため、企業の社会保険登記の住所を直接変更することはできず、「移転元でのアカウント抹消 + 移転先での新規開設」という法定のフローを厳格に履行する必要がある。

□ 移転元

全従業員の退職届出を実施し、社会保険料の納付を一時停止

- 最終期の社会保険料を完納し、過去の未納を解消させる
- 企業の社会保険登記の抹消申請を提出し、完了させる

□ 移転先

新しい営業許可証に基づき、移転先で、企業の社会保険アカウントを開設

- 従業員の就業登記および社会保険新規加入手続きを実施
- 従業員が養老保険・医療保険の省を跨ぐ移転手続きを実施

外貨管理関連

【原則】

省を跨ぐ移転≠企業の廃止や新設

統一社会信用コード⇒変更なし

法人主体⇒継続

外債契約は有効継続し、事前完済・登記廃止・再契約は不要

営業許可証の変更手続き完了後、移転先において以下の各手続きを実施

- 1) 外国直接投資（FDI）に係る基本情報の管轄区域を跨ぐ移転変更手続き
- 2) 外債登記情報の管轄区域を跨ぐ移管手続き
- 3) 物品貿易に係る外貨収支を行う企業名簿につき、所属する外貨管理主管分局の変更手続き

ご清聴ありがとうございました。

中国ビジネス関連でのご相談は、
私たち華鐘^{かしょう}コンサルタントグループに
ご連絡ください。

会員のお客様：担当者へご連絡ください。

その他のお客様：shcs@shcs.com.cn